

韓国知的財産ニュース 2013 年 3 月後期

(No. 243)

発行年月日：2013 年 4 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、3 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 改正特許法および実用新案法の内容 (3. 22)
- 1-2 特許法の一部改正 (3. 28)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁 トムソンロイター式の知財情報流通サービスを準備中 (3. 16)
- 2-2 キム・ヨンミン特許庁長 知的財産中心の企業成長環境を構築 (3. 18)
- 2-3 韓国国土部 空間情報融合技術の BM 特許登録し民間に無償提供 (3. 19)
- 2-4 中小企業 知財権で 20 億ウォンまで貸し出し可能に (3. 19)
- 2-5 韓国特許庁 公共機関の保有技術共同活用支援事業が軌道に (3. 19)
- 2-6 韓国特許庁 有望な未来技術の特許戦略を公開 (3. 21)
- 2-7 韓国企業の欧米早期特許取得手続きが簡素化 (3. 22)
- 2-8 韓国特許庁 2013 年の業務計画を発表 (3. 26)
- 2-9 中小企業の特許維持コスト縮小案を推進 (3. 26)
- 2-10 職務発明補償の優秀企業認証制度を施行 (3. 26)
- 2-11 韓国特許庁と製薬会社の窓口「特許政策協議会」が発足 (3. 27)
- 2-12 産業財産権の情報 DB 流通で利用が簡単になる (3. 27)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスンの技術特許係争 今度は LG と？ (3. 19)
- 3-2 サムスンディスプレイ LG 電子相手の LCD 訴訟を取下げ (3. 20)
- 3-3 サムスン電子 エリクソンを米裁判所に反訴 (3. 20)
- 3-4 駐韓米軍を対象に 40 億ウォン規模の模倣品販売業者が検挙 (3. 28)
- 3-5 米 ITC 再審査でも「サムスンはアップル特許を侵害」と判定 (3. 29)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

その他一般

- 5-1 SKT「次世代ビデオコーデック」グローバル特許プール形成を推進 (3. 17)
- 5-2 ヒソン金属 日本マイクロメタルとライセンス契約 (3. 19)
- 5-3 サムスン 保有特許を中小企業に提供 (3. 20)
- 5-4 [統計で見る知財] 米国内における主要国の特許出願順位 (3. 22)
- 5-5 ID 産官学の「お蔵入り特許」利用度を高める (3. 27)
- 5-6 世界最多のモバイル特許保有企業はサムスン (3. 28)
- 5-7 知識財産研究院 「韓国企業の特許価値は 44 兆 51 千億ウォン」 (3. 28)

法律、制度関連

1-1 改正特許法および実用新案法の主な内容

2013. 3. 22

- 特許出願の回復機会の拡大 (第 67 条の 3 新設、第 16 条、第 81 条の 3)
 - ※ 実用新案法の場合、第 11 条において特許法第 67 条の 3 を準用
 - 出願人の権利保護強化のために、出願人の責に帰すことができない事由により出願審査・再審査の請求期間を遵守できず出願が消滅した場合には、
 - 責に帰すことができない事由が終了した日から 2 ヶ月以内に出願審査・再審査を請求すれば、消滅した特許出願を回復できるようにした
 - 期間未遵守等、特許出願人の責に帰すことができない事由により消滅した特許出願又は特許権の回復関連規定の期間を統一化
 - 責にすことができない事由が消滅した日から「14 日以内」を「2 ヶ月以内」に変更
 - 適用対象：2013. 7. 1 以後出願した特許出願
- 手数料返還対象の拡大 (案第 84 条第 1 項第 4 号)
 - ※ 実用新案法の場合、第 20 条において特許法第 84 条を準用
 - 出願後 1 ヶ月以内に出願を取下げ・放棄した場合、出願料と審査請求料以外に追加で優先権主張申出手数料も 返還を受けられるようにした。
 - 適用対象：2013. 7. 1 以後出願した特許出願

- 共同出願対象の明確化(案第 44 条)
 - ※ 実用新案法の場合、第 11 条で準用
 - 共同発明者以外に持分譲渡等によって特許を受けることができる権利を共有することになった承継人も共同で出願しなければならないことを明確にした。
 - 施行日：2013. 3. 22

- 電気通信回線範囲の制限規定を削除(案第 29 条第 1 項第 2 号)
 - ※ 実用新案法の場合、第 4 条第 1 項第 2 号
 - 特許を受けられない要件のうち「大統領令で定めた電気通信回線を通じて公衆が利用可能な発明」から大統領令を削除して、すべての電気通信回線を通じて公衆が利用可能な発明に変更した。
 - 適用対象：2013. 7. 1 以後出願した特許出願

- 特許出願の補正手続の改善(第 47 条第 4 項)
 - 最終的に補正された発明が何であるかを明確にするために、補正手続において最後の補正の前に行われたすべての補正を取り下げられたものとみなす。
 - 適用対象：2013. 7. 1 以後出願した特許出願

- 分割出願および変更出願の優先権主張証明書類の提出期間の合理化(案第 52 条第 4 項および第 53 条第 6 項)
 - ※ 実用新案法の場合、第 10 条第 6
 - 分割出願および変更出願において、優先権主張証明書類提出期間を先の出願日から最低限 1 年 4 ヶ月を保障し、その期間が経過した後には分割・変更出願をした日から 3 ヶ月とする。
 - 適用対象：2013. 3. 22 以後の分割出願および変更出願

- 正当な権利者の審査請求期間の合理化(第 59 条)
 - ※ 実用新案法の場合、第 12 条
 - 遡及された出願日(無権利者出願日)から 5 年を超過した正当な権利者の出願について正当な権利者が出願した日から 30 日以内に追加で審査請求が行えるよう特例規定を置いた。
 - 施行日：2013. 3. 22

- 専門機関*の業務停止命令時に聴聞を実施(案第 58 条の 2 第 2 項)
 - * 特許出願の審査に必要な先行技術調査等の業務を遂行する機関

- 専門機関の指定を取消しようとする場合のみ聴聞を実施していたのを業務の停止を命ずる場合にも事前に聴聞を実施するようにした。
- 適用対象：2013.3.22. 以後業務停止処分に対する事前通知

1-2 特許法の一部改正法律案（立法予告）

2013.3.28

2. 提案の理由

特許出願人が早い出願日を先占できるように特許出願書に添付する明細書の形式及び言語の要件を大幅緩和し、論文や英語の明細書も特許出願可能とするほか、被成年後見制度及び被限定後見制度の導入を主な内容とする「民法」改正（法律第 11300 号、2012. 2. 10. 公布、2013. 7. 1 施行）にともない、関連規定を整備する一方、その他現行制度の運営上の問題を改善・保管するためである。

3. 主な内容

イ. 改正民法上、成年後見制度の施行に伴う関連規定の整備（案第 3 条）

1) 禁治産・限定治産制度を廃止し、被成年後見・被限定後見制度の導入を主な内容とする「民法」改正にともない、特許関連の手続き規定を整備する必要がある。

2) 特許関連の手続きは、財産権の形成行為として重要な法律行為であり、複雑なうえ、予測が難しいため、被成年後見人と被限定後見人も禁治産者と限定治産者と同様に後見人の同意が必要な行為は、後見人によってのみ特許関連の手続きを行うこととする。

ロ. 出願日を先占するための特許出願の明細書形式及び言語の要件を緩和（案第 42 条の 2 新設）

1) 先に出願した者に特許権を与える先願制度のもとでは、早い出願日の確保が何よりも大事だが、現行の制度では、特許出願時に特定の形式、及び韓国語で作成された明細書を提出しなければならないため、論文や英語で発明の作成を完了したとしても、発明の内容を明細書の形式、及び言語要件に合わせて改めた作成しなければならず、特許出願日が遅れてしまう問題があった。

2) 発明の内容を論文形式に記載するか、その内容を韓国語ではない知識経済部令で定めた外国語で記載し、特許出願書に添付して提出した場合も特許出願日の認証を受けられるよう、特許出願の明細書形式、及び言語の要件を緩和する。

ハ. 医薬品の特許権存続期間延長登録制度の見直し（案第 89 条）

1) 特許発明を実施するために許可などを受ける必要がある医薬品などの発明については、許可などに要する期間について、例外的に特許権の存続期間延長を認めている。

2) 一方、存続期間の延長は、例外的な優遇策であるため、米国・欧州などの他国と同様に 1 回のみ延長を認めている。

3) 現在、特許権存続期間の延長回数を 1 回に制限する点について、法律ではなく特許

庁の告示（特許権存続期間の延長制度の運営に関する規定、第 2009-18 号）で規定・運営しているため、これを上位法に明確に規定することで、制度運営の一層の透明性を確保する。

二. 国際特許出願の韓国語翻訳文提出期間の延長（案第 201 条第 1 項ただし書き）

1) 国際特許出願の国内段階への移行のためには、国際出願日に提出した発明の説明、請求範囲などに関する韓国語翻訳文を基準日（優先日から 2 年 7 カ月になる日）までに提出しなければならないが、締切日が迫ってから国内段階への進入の意思を決定する場合には、韓国語翻訳文を準備するための時間的な余裕を確保することが難しく、韓国語翻訳文の品質の担保が難しいという問題がある。

2) そのため、国内段階への進入の意志（書面による提出）を表明し、韓国語翻訳文の提出延長を申請すれば、提出期間を 1 カ月延長することにより、韓国語翻訳文の品質、出願人の利便性を向上させる。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁 トムソンロイター式の知財情報流通サービスを準備中

電子新聞(2013. 3. 16)

韓国特許庁は、知的財産情報産業の活性化に向け、多種多様な情報を組み合わせた融合・複合サービスを開発する。知財情報を基盤にしたビジネスモデルを選定・拡大するため、「知財情報流通システム」も運営する。サービス産業振興策の一つとして業界では歓迎している。

韓国特許庁は、ソウルの韓国知識財産センターにて「知財情報産業関連業界の懇談会」を開き、「知財情報産業の活性化に向け、特許やサービス、科学、法律など、様々な情報を組み合わせた融合情報サービスの開発を考えている」と事業内容を明らかにした。融合情報システムの構築を通じて、新たなビジネスモデルを探り、拡大できる基盤を設けたいという意味だ。海外では、知財情報、ニュース事業、科学技術、法律サービスなどを様々な情報を活用しているトムソンロイター社の事業と似ている。

融合サービスを提供するために提示された方策の一つが「知財情報流通システム」の運営だ。公共機関が保有している知財情報と民間の知財加工情報を自由に取引できるオンラインプラットフォームを構築するという内容だ。公共の知財情報に民間の情報を搭載することができ、アプリケーションプログラムインタフェース (API) との連携を通じて構築することも可能だ。

この日に議論された知財情報産業の活性化策としては、「知財情報サービス専門企業の認証制度の導入」、「オンライン知財情報商品の開発支援センターの構築」もある。知財

情報サービス専門企業の認証制度は、一定の専門性を兼ね備えた知財情報サービス会社を「専門企業」として認めるものだ。韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「市場が知財情報価値を認め、利用者の信頼を守るためでは、必要なものだ」としながらも、「新規会社の市場参入を妨げるという懸念が残る」という意見を示した。韓国特許庁は、導入するかどうか、専門企業の認定主体を誰にするのか、選定の際のインテンシブはどうするのかなどの内容を追加的に検討していく考えだ。

知財情報データベース(DB)、技術移転、電算資源、研究開発(R&D)資金、技術教育、コンサルティングを支援する「オンライン知財情報商品開発支援センター」は、民間市場にクリエイティブなアイデアを出した時、それを利用できる特許情報のDBと電算資源を提供していく方策だ。知財情報産業の市場が零細であるだけに、公共部門が特許情報DBやサーバーなどを利用できるように支援する。韓国特許庁は、「センターが構築されれば、新規商品の開発コストダウンにつながる一方、開発期間を短縮できる」と説明した。

本事業により、研究所・企業などの利用者の持っている「知財情報サービスが供給者中心になっており、活用の価値がない」という不満を解消できる見通しだ。「需要・供給期間の協業及びパートナーシップの構築」を通じて、需要者に合わせた知財情報の活用、拡大、新たなビジネス環境を構築して民間サービス市場を拡大できる。LG電子の関係者は、「知財情報業界の成長は、産業の需要に応じて決められる。知財情報の業界が需要を満足できる能力を強化する必要がある」と述べた。

懇談会で検討された活性化策は、特許情報のDB、特許調査・分析、システム開発、維持管理、翻訳などの知財情報産業の市場において、海外企業が先行し、韓国の産業規模は小さいという現状を転換するために議論された。韓国特許庁によると、韓国の知財情報産業の規模は、4105億ウォン水準だ。米国(4兆3300億ウォン)や日本(1兆3676億ウォン)より少額規模だ。

知財情報協会では、産業活性化策を歓迎している。ある知財情報サービス会社の代表は、「市場では、様々なアイデアと高級データ情報を創出することはできるが、資金、インフラ、人手問題の解決が急がれていた。活性化策が推進され、産業育成に貢献できることを期待する」と述べた。

<知財情報産業活性化策>

知財情報基盤のビジネスモデルの選定・拡大	特許情報、サービス情報、科学技術情報などを結合し、民間に高品質の融合・複合サービスを提供
需要・供給期間の協業及びパートナーシップの構築	オーダーメイド型知財情報活用と拡大、創造経済の環境を構築
知財情報サービス専門企業の認定制度の導入	事業の性格、分野、技術分野別の専門性を強化
オンライン知財情報商品の開	民間に必要な公共知財情報DB、サーバーなどの電算資

発支援センターの構築	源、R&D 資金、技術教育支援
知財情報流通システムの運営	公共・民間知財情報取引プラットフォーム、プラットフォームを利用した新事業を創出

2-2 キム・ヨンミン特許庁長 「知的財産中心の企業成長環境を構築」

デジタルタイムズ(2013. 3. 18)

韓国特許庁に新しく赴任したキム・ヨンミン庁長は、18日の午後、政府庁舎の大講堂にて就任式を行い、本格的な業務を始めた。

キム庁長は、この日の就任あいさつにおいて、「国民全てが創意的なアイデアを作り出し、それを知的財産に実現して創業する、いわゆる「創造企業」が中小・中堅企業、そして大手企業までが成長できるよう、知的財産中心の企業成長環境を構築していきたい」と述べた。

また、「そのために、速い審査処理期間を持続的に維持すると同時に、審査の品質を高められるよう、審査政策機能を強化し、知的財産が産業として利用できるように知的財産創出環境を構築していきたい」と説明した。

また、「中小企業が強い知財権を持って、国際を舞台に堂々と肩を並べて競争できるように支援し、知的財産の保護環境も強化していく」と力を込めた。

キム庁長はまた、「国民の幸せ、希望の新時代の国政ビジョンを達成するため、特許の顧客の立場でかゆい所に手の届くような心持で、顧客中心の知的財産行政システムを構築する」と述べた。

新任のキム庁長は、行政公務員試験 25 回合格者で、1982 年総務庁で管庁入りし、産業資源部を経て韓国特許庁に移し、顧客サービス本部長、産業財産政策局長、次長などを経た知的財産権の制作専門官僚だ。2011 年、特許庁次長に任命された後、内部昇進を通じて庁長に抜擢された。

<イ・ジュンギ記者>

2-3 韓国国土部 空間情報融合技術の BM 特許登録し民間に無償提供

電子新聞(2013. 3. 19)

韓国政府が韓国では初めて、空間情報融合技術に関するビジネスモデル(BM)特許を登録、民間に無償で提供することを決めた。韓国の空間情報産業の活性化をはじめ、企業の空間情報分野での海外進出の拡大も期待されている。

韓国国土海洋部は、「不動産行政情報一本化の不動産総合地籍システムによる知的・建築物の空間情報融合方法」に関する BM 特許を登録したと 19 日に発表した。BM 特許の登録は、国土部では初めてのことで、公共分野と民間産業が無償で共有できる。

登録された BM 特許は、途切れた地籍と建築認許可の業務手続き・情報構築に情報技術(IT)を適用し、行政手続きを見直したものだ。適用されたのは、空間情報(GIS)上に設計

図面(CAD)を作成する技術だ。タイムリーに建築物更新情報を正確な位置基盤に構築、空間情報として流通可能だ。

国土部は、特許技術を企業に公開する。特定企業や個人の独占的な乱用を防ぐのが目的だ。特許技術を利用し、科学的な商圈分析、高度化した都市・地域開発のコンサルタントなどの空間情報産業の活性化が期待されている。

企業の海外進出も支援する。中東と東欧州地域の地籍制度と空間情報の構築に向けて海外進出する際、特許技術を活用させる方針だ。社会の懸案を解決するために推進されているビックデータ分析にも適用する。特許技術が不動産統合情報と空間情報・人文社会情報をつなぐ中核的な役割を果たす。空間情報に基づいた行政の高度化も行う。

国土部のソン・ソクジュン国土情報政策官は、「BM 特許登録をきっかけに、空間情報産業の活性化に向けた様々なソリューション開発を推進する。ビックデータ技術を活性化して多様な分野で協力と共有を行い、情報公開文化を拡大する」と述べた。

<シン・ヘクォン記者>

2-4 中小企業 知財権で最大 20 億ウォン貸し出し可能に

電子新聞(2013. 3. 19)

物的担保を持っていない中小・中堅企業も特許権などの知的財産権だけで最大 20 億ウォンまで貸し出すことが可能になる見通しだ。

韓国特許庁と韓国産業銀行は、19 日、業務協約を結び、こうした内容を盛り込んだ知財権担保の貸し出しを今月末から施行することで合意した。

両機関は、特許権・商標権・デザイン権など、これまで担保として認められなかった知財権を有形資産の不動産などと同様に評価することにした。

この協約によって特許保有企業は、評価された価値金額を担保として認められ、実際に事業化されて売上が発生した知財権で最大 20 億ウォンまで事業化資金の貸し出しを受けることができる。

知財権の担保貸し出しは、1990 年代後半から韓国の金融界で動きはあったが、担保の知財回収が行われず、大きな損失を残して失敗に終わった。

こうした事例を踏まえ、韓国特許庁と産業銀行は、企業経営が厳しくなった時に担保知財を売却して収益化できるよう支援するファンドを発売する。韓国特許庁が 50%以上、産業企業が 20%以上、約 200 億ウォン規模の出資枠を決めている。このファンドは、企業の担保知財を買収して貸出機関と分担し、売却・ライセンス・訴訟などの様々な方法を通じて知財を収益化し、利益を上げるのが目的だ。

貸出金の回収時に現金化の可能性に重点を置く形で知財担保価値評価モデルも見直した。

韓国特許庁と産業銀行が共同で開発するこの評価モデルは、評価の対象を法的権利である知財権と明記し、知財権が起業と分離された時に独自で収益を創出できるかどうか

に焦点を合わせた。

特許と技術を区分しない従来の技術価値評価モデルでは、技術の事業化に伴って得られる売上と収益をベースに評価を行っていた。

IP キューブパートナーズのミン・スンウク社長は、「これまでは、使える特許がないと見切られていた韓国知財市場に、今回の担保知財価値評価のモデルが変化を巻き起こすのでは」と期待を示した。

特許業界では、知財権担保貸し出し制度の導入により、企業が高い価値評価を受けるために権利の補強や海外出願を強化し、長期的には市場に「儲かる特許」が多くなる見込みを示している。

キム・ヨンミン特許庁長は、「今回の知財権担保貸し出し制度の施行は、特許権の価値と可能性について、両機関が確信を持っているから実現できた。今後、この制度を国政目標である雇用中心の創造経済の実現に大きな役割を果たす金融システムにしたい」と述べた。

韓国産業銀行のカン・マンス頭取は、「規模によって差はあるが、今後約5年間、2000億ウォン以上の知財権担保の貸し出しができる金融構造を両機関で構築した。この制度は、知財事業化の促進はもちろん、優秀な知財の創出に貢献する好循環の形成につながるだろう」と述べた。

<シン・ソンミ記者、キム・ジュンベ記者>

2-5 韓国特許庁 公共機関の保有技術共同活用支援事業が軌道に

韓国特許庁(2013. 3. 19)

大学や公的研究機関が持っている個別の特許を製品の単位にパッケージ化し、必要とする企業に移転を行う「公共機関保有技術の共同活用支援事業」が成果を上げている。

韓国特許庁によると、2012年、同事業を通じて10の課題を支援したが、実際に技術移転されたのは12件で、技術移転額も37億7000万ウォン(先払い金ベース)に達したという。

一例として、釜山大学は、浦項工科大学とコンソーシアムを結び、「知能型自立移動ロボット特許ポートフォリオ」と名付けたロボット関連技術のポートフォリオを構築して昨年11月に企業と技術移転の意向書を交わした。

また、知識経済部の製品化 R&D 支援作業と連携し、1億ウォンの技術移転契約を締結して技術を必要とする企業は、商品化に向けた R&D 資金の支援を受けた。

延世大学は、高麗大学や漢陽大学など、6の機関とコンソーシアムを構成して「映像、オーディオ及び3D標準」関連の7つの分野(特許312件)の特許ポートフォリオを構築した。このうち、延世大学の2つ分野の特許ポートフォリオが企業と12億2000万ウォンの技術移転契約を締結して収益を得た。

韓国特許庁産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「商品化や商用化しやすいよう、製

品単位で特許ポートフォリオを構築、移転したことが企業の関心が高まった背景だと思われる。公共部門の技術事業化モデルとして定着できるよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁 有望な未来技術の特許戦略を公開

韓国特許庁(2013. 3. 21)

韓国特許庁は、バイオ・ロボット・移動通信の3大産業分野を対象に、知識經濟部、保健福祉部、放送通信委員会などのR&D部署が選定した有望な10大未来技術に関する最終報告書を発刊したと発表した。

*バイオ(知識經濟部、保健福祉部、国土部)、移動通信(知識經濟部、放送通信委員会)、ロボット(知識經濟部)

今回に発刊された最終報告書は、「知財戦略報告書」と「総合報告書」で構成されている。「知財戦略報告書」は、有望な100大技術別における主な先行企業の特許出願動向、特許観点からのR&D戦略などに構成されており、「総合報告書」では、産業分野別のマクロ的な特許動向、有望技術の発掘課程及び最終発掘された10大有望な未来技術に関する詳細な内容などが載せられている。

これまで、政府及び民間のR&D課題の企画は、主に専門家の個人的な評価によって進められ、コア・独自特許の創出という面では十分ではなかった。しかし、客観的な世界特許のDBを分析した資料をベースとした本報告書では、上記R&D企画の不十分の点がある程度補完されると期待されている。

韓国特許庁の産業財産政策局のイ・ジュンソク局長は、「特許観点から導き出された未来の有望技術にR&D能力を集中させると、質の良い特許成果の創出が可能となって、R&D投資の効率を高めることができると期待されている」と述べ、「これからさらに多くの産業分野に同事業の支援を拡大していく計画だ」とコメントした。

今年では、R&D部署と民間の需要をベースに選定された素材・産業融合技術・エネルギー資源・環境・気候の4分野で有望な未来技術を選定し、年次的に計18の産業分野に特許観点で有望なR&D課題を決めてR&D部署と民間に提供する計画だ。

本報告書は、R&D部署、研究管理担当機関、産業分野別の関連協会などに説明会や懇談会などを通じて提供される予定で、民間企業の研究所なども申請を通じて電子ファイル(USB)などの形で閲覧できる。

報告書の申請、及び説明会の問い合わせは、韓国知識財産戦略院(www.kipsi.re.kr、02-3287-4225)で可能だ。

2-7 欧米における早期特許取得手続きが簡素化

韓国特許庁(2013. 3. 22)

韓国特許庁は、今年から、①韓国から米国に特許出願した件について、見直された PPH(特許審査ハイウェイ、Patent Prosecution Highway)を施行するほか、②韓国から欧州特許庁に出願した件について審査書類の提出義務免除、③韓国・オーストラリア間に PPH 施行など、韓国の出願人(企業)が欧米でさらに簡単かつ迅速に特許登録ができるよう、特許庁間の合意によって関連手続きを簡素化し、審査業務連携を強化すると発表した。

①韓国→米国の特許出願に対し PPH2.0 施行

これまで米国特許商標庁(USPTO)は、韓国との間で PPH を施行してきたが、出願人の利便性をさらに向上させるため、1月29日から PPH 申請の要件と必要な書類を大幅簡素化した PPH2.0 に移行することを決めた。

韓国特許庁と USPTO は、2008年1月から両国に出願された件について、PPH ルートを利用した場合には、優先審査を通じて早期に特許登録するかどうかを判断している。

しかし、PPH 制度のメリットにもかかわらず、米国に出願する韓国出願人は提出すべき書類が多く、PPH の利用要件と手続きが複雑で利用に不便を強いられていた。

こうした問題を解決するため、USPTO が米韓特許庁間での合意に基づいて今年から従来の PPH 制度を見直し、韓国出願人が PPH を通じて米国に優先審査を要請した場合の手続きを緩和するとともに提出すべき書類を減少する、見直されたプログラム PPH2.0 を施行することとなった。

利用要件の緩和の具体的な内容

-従来では、韓国で先に出願した後、同一の発明を優先権主張して米国で後に出願した場合のみ PPH 申請の対象だったが、

-PPH2.0 では、米国で先に出願し、韓国に出願した場合であっても韓国特許庁が米国特許庁より先に審査を始めた場合には、米国に PPH サービスを申請できる。

-これは、先後願とは関係なく、先に審査を始めた特許庁の審査結果を相手国の特許庁が最大限活用するためだ。

準備すべき書類

-従来では、韓国特許庁が特許可能性を確認した請求項と英語の翻訳文、及び翻訳文の正確性についての陳述書、韓国特許庁から受けた意見提出通知書と英語翻訳文、及び翻訳文の正確性についての陳述書、請求項の対応関係の説明表などの提出を求めていたが、PPH2.0 では、意見提出通知書と英語翻訳文、請求項対応関係の説明表を除いた他の書類の提出義務を免除した。

PPH を利用して米国での早期特許取得を希望する韓国出願人(企業)には、翻訳料の負担軽減、書類の準備期間短縮など、利便性が大きく向上すると予想されている。

2012年から米韓 FTA が発効し、米国で先願主義が導入されるなど、米国の知財権環境が大きく変化し、米国内における韓国企業の特許出願が増加すると予想されているなか、米国に進出する韓国企業が見直された PPH を積極的に利用すれば、米国での特許獲得戦

略に役立つと考えられる。韓国から米国に出願する特許件数は、2万7千件(2011年ベース)で日本、ドイツに続き3番目の多出願国だ。

米国特許庁に PPH2.0 を申請するための詳しい手続きと要件は、下記の米国特許庁ウェブサイトにて確認できる。

http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pph_kipo.jsp

②韓・欧州の審査協力を強化：韓国→欧州の特許出願の際、書類提出の義務の一部免除、及び共同先行技術調査を実施

欧州特許庁(European Patent Office : EPO)は、韓国に対し、4月1日から欧州特許条約規則第141条2項(EPC R141(2))を適用することを決めた。

現在は、韓国出願に基づいて欧州特許庁に優先権主張の特許出願を行う際に、韓国特許庁の審査結果のコピー*を書面で提出する必要があるが(EPC R141(1))、来月からは、同規則第141条2項の適用により、書類提出の義務が免除される。

*審査結果のコピー : a copy of the search results

こうした措置は、韓国出願人の書類提出の書類提出義務の負担を解消するため、韓国特許庁が欧州特許庁に要請したもので、昨年、ドイツのミュンヘンで開かれた韓・欧州特許庁長会談(2012.12.3)の合意のフォローアップとして行われる。

これまで、韓国の中小企業などは、韓国特許庁から審査結果のコピーを受け取り、それを再び欧州特許庁に提出していたが、こうした手続きがオンライン書類交換に変わったため、それだけの時間的、コスト的な面でメリットになる。

また、今年からは、韓・欧州両庁に共通して出願された特許について、共同先行技術調査を行う予定だ。両国に共通して出願された特許出願と該当技術分野を選定し、選定された出願について個別審査を行い、その結果を相互比較・検討する。韓国特許庁は、米国、日本、中国を含めた9カ国主要貿易相手国の特許庁と共同先行技術調査を推進してきており、今年には欧州特許庁と初めて推進する予定だ。欧州特許庁との取組は、両国間の特許出願の増加と両庁間の協力が積極的に行われつつある流れを反映したもので、特許庁間の審査品質に対する相互信頼を構築し、今後、審査結果を相互で認めるための基盤を作るためだ。

韓国から欧州特許庁に出願した件数は、5千7百件(2012年ベース)で、6番目の多出願国だ。

③韓国→オーストラリア PPH 及び PCT-PPH 施行

韓国特許庁は、オーストラリア特許庁と3月1日付から PPH 及び PCT-PPH の施行を始めた。施行により、オーストラリアでの早期特許登録を希望する出願人は、韓国に先に申請して登録の可能性を確認した後、オーストラリア特許庁に PPH を申請することで、

オーストラリアにおいてより迅速に特許登録が可能になった。

また、オーストラリア特許庁は、韓国特許庁が作成した肯定的な PCT 国際調査報告書の結果に基づいた PPH 申請も認めたため、PCT 国際出願の手続きを通じてオーストラリアでも早期登録を希望する韓国企業に大いに役立つとみられている。

キム・ヨンミン特許庁長は、「今回の海外特許取得の手続きの見直しにより、米国や欧州などに出願する韓国企業の早期の特許取得に役立ち、韓国のグローバル知財権競争力がさらに強化されるだろう」という見方を示した。

2-8 韓国特許庁 2013 年の業務計画を発表

韓国特許庁(2013. 3. 26)

韓国特許庁は、3 月 25 日、「創造経済の実現に向けた知的財産環境の構築」というタイトルの 2013 年業務計画を発表した。

業務計画には、知的財産政策の成果と最近の政策環境分析に基づき、朴政権の知的財産政策のビジョン、政策推進の方向などが盛り込まれており、朴政権の国政課題である「知的財産の創出・保護・活用体制の先進化」を実現するための具体的な方策と国政の哲学である「国民の幸せ」を実現するための主な実践課題などが明示されている。

韓国特許庁は、世界最短の特許審査処理期間の維持、知的財産先進 5 ヶ国入りなど、この 5 年間の政策的な成果を紹介しながらも、中小企業の全般的な知的財産創出の能力がまだ不十分であること、国内外の企業同士の知的財産権の係争が激しくなって、創出された知的財産の移転・事業化の能力も劣っていることなど、解決すべき課題が山積していると分析し、こうした政策環境に対応するためには、未来の世界市場を先行できるコア・独自の特許を確保できる強い中小企業の育成、係争の効率的な解決に向けた制度の見直しなど、知的財産保護のための環境構築や知的財産活用システムの先進化などが急がれているという見方を示した。

こうした問題意識のもと、「知的財産基盤の創造経済の実現」というビジョンを掲げて、①知的財産権創出の支援システムを革新、②知的財産の保護、及び人材養成を通じ創造経済活動をけん引、③地域・中小企業の知的財産活用の能力強化など、国政課題の実現に向けた 3 つの重点的推進課題を提示した。

また、朴政権の国政哲学を実現するため、知的財産情報サービス提供の国民への拡大、部署間の協力強化など、国民の幸せに向けた知的財産行政サービスを提供し、先進国・途上国間における知的財産権の格差を解消するなど、信頼される知的財産グローバル模範国を建設することにも重点を置くことを決めた。

韓国特許庁が発表した 2013 年業務計画の主な内容は次のとおりである。

①知的財産権の創出支援システムの革新のため、特許審査処理期間の競争力を世界最高水準に維持し、審査品質を改善することで、国民一人一人の創意的なアイデアが迅速かつ正確に権利化されるよう支援し、

*審査処理期間の目標(2012→2015)：特許(14.8→10ヵ月)、商標(8.9→3ヵ月)、デザイン(8.8→5ヵ月)、審判(9→7ヵ月)

政府及び民間の R&D 全体の過程において技術分野別の特許情報分析結果を提供することで、R&D 効率性を強化し、特に R&D-標準-特許を相互連携するオーダーメイド型戦略を取って標準特許確保に向けた支援も拡大する。

②知的財産の保護、及び人材の育成を通じ創造経済活動をリードするため、オン・オフラインの模倣品取締りの強化、特許訴訟の管轄集中、及び弁理士の共同訴訟代理制度の導入などを推進し、個別企業に合わせたコンサルタント支援、業種別の団体間の協力体制の構築、海外知識財産センター(IP-DESK)の拡大などを通じた現地企業の知財権紛争対応の支援を強化するほか、知的財産の管理・創出の専門人材の育成、発明教育の拡大、発明英才教育の強化などを通じて創造経済をけん引できる人材の育成にも積極的に取り組む計画である。

③地域・中小企業の知的財産活用能力強化に向け、知的財産を担保にした貸し出しなどの金融支援の拡大、大学・公的研究機関の特許技術の利用度を向上、企業内の職務発明補償制度の定着などを推進し、有望な中小企業を「知財スター企業」に選定し、知的財産の観点から総合的な支援を行い、知的財産のボランティア活動を通じた大手・中小企業間の相互協力も拡大していく計画である。

*知財スター企業の支援企業数：(2012年)468→(2017年)1,500社

④国民の幸せのための知的財産行政サービス提供に向け、出願人の利便性を高めるための様々な法令の見直し、迅速かつ便利な相談サービスを提供、手数料の合理化策などを設け、特許情報検索システム(KIPRIS)の高度化を通じて国民への特許情報サービスを強化し、世界の特許情報を充実化して知的財産分野のビッグデータ(Big Data)構築など、電子政府 3.0 の実現にも積極的に取り組む計画である。

⑤信頼される知的財産の模範国建設に向け、途上国の現地に合わせた適切な技術の開発・普及の拡大、途上国の知的財産能力の強化を支援するなど、先進・途上国間の知的財産の格差を解消し、特許、及び商標分野の先進 5 ヶ国の協力体制に積極的に参加し、韓国の影響力を拡大していく一方、FTA 交渉などを通じて知財権の保護環境も見直していく方針であり。

韓国特許庁は、知的財産基盤の創造経済の実現のためには、特許庁のみならず、政府レベルでの関心と政策的な支援が必要であることを強調し、今後、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁、知識財産委員会などの政府関係部署との政策的な協力を積極的に強化していくと述べた。

2-9 中小企業の特許維持コスト縮小案を推進

電子新聞(2013.3.26)

中小企業に限定して4年目から大幅に増える特許維持コスト(権利維持費)を縮小する案が推進される。競争力の源である特許を一時的な資金繰りを理由に放棄することを防ぐためだ。パク・グンへ政権の知的財産中心の創造経済の実現への意志とも言える。電子新聞は、権利維持費の未納による特許放棄の対策について幾度も提案してきた。

韓国特許庁の高官は、26日、個人と中小企業の特許維持負担の縮小案を検討していることを明らかにした。この高官は、「特許登録4年目から中小企業の特許放棄率が増えている。特許維持が厳しくなる時期だ。負担を減らせば、特許維持に大いに役立つはずだ」と説明した。

韓国政府は、権利維持料を登録4年目から請求している。登録決定初年では、3年分の基本料と請求範囲当たりの加算料をそれぞれ4万5000ウォン(年ベースで1万5000ウォン)と3万9000ウォン(年ベース1万3000ウォン)を支払う。個人と中小企業は、登録料の70%の減免を受ける。例えば、特許の1件当たり10個の請求項目があるとすれば、42万5000ウォンを支払うべきだが、減免されて3年分の13万5000ウォンを納付すればいい。

特許維持コストは、権利維持費を支払う初年の4年目から大幅に増える。4~6年目には、基本料と加算料が年ベース4万ウォンと2万2000ウォンとなる。そのため、費用が増えるうえ、減免されていた70%のコストも支払わなければならなくなる。企業としては相当な負担だ。また、7年目からは10万ウォン(基本料)と3万8000ウォン(加算料)で2倍前後に上がる。4年目からコストを増やしているのは、不必要な特許維持を防ぐためだ。

個人と企業の特許放棄は、4年目から続出し始める。2月現在の特許現状資料を見ると、中小企業は、1~3年目には6万271件を保有していた。しかし、それが4~6年目には3万7544件に約40%減少する。個人(韓国人)も4万3564件(1~3年目)から2万5353件(4~6年目)に40%も減少する。一方、同じ期間に大手企業は、5万8359件から5万3332件に小幅減少にとどまっている。中小企業は、特許が会社の競争力を示すとすれば、コストの負担が大きな影響を及ぼしたと分析できる。あるインターネットサービス会社の代表は、「初年には70%減免なのに4年目から100%を支払わなければならないし、コストも値上げして負担が大きい。特許登録を維持していれば、毎年100万ウォン以上のコストになる」と説明した。この会社は11件の特許を出願したが、コスト負担を理由に6件を放棄した。

専門家は、将来には特許の放棄が巨大な損失につながると懸念を示した。特許管理会社(NPE)IPキューブパートナーズのミン・スンウク代表は、「特許の価値は、せめて5年、一般的には10年後に判明される。最近、海外の特許権利維持費が値上げしたため、企業の負担を減させることは、特許経営に役立つはずだ」と述べた。

特許料の減免を全ての企業に拡大適用するかはまだ分からない。韓国特許庁の関係者は、「権利維持費の減免は、財政の健全性に悪影響を与える。中小企業の全てか、一部のみを対象にするかは検討すべき問題だ」と述べた。韓国特許庁は、中小企業の権利維持費減免案を下半期に施行する計画だ。

<キム・ジュンベ、クォン・ドンジュン記者>

<大手・中小企業・個人の特許存続現状(単位：件)>

資料：特許庁(2013年2月末現在)

区分	1~3年目	4~6年目	7~9年目	10~12年目	13~15年目	16年目以上
大手企業	58,359	53,332	53,418	13,672	6,336	122
中小企業	60,271	37,544	24,138	6,561	2,167	28
個人(韓国)	43,564	25,353	14,218	4,424	1,666	355

2-10 職務発明補償制度の優秀企業認証制度を施行

韓国特許庁(2013.3.26)

韓国特許庁は、職務発明補償制度の運営が充実している中小・中堅企業に対し、認証書と、政府支援事業などに参加する際のインセンティブを与えるため、「職務発明補償制度運営の優秀企業認証制度」を4月1日から施行することを決めた。

「職務発明補償制度」とは、雇用契約に基づき、従業員が会社で勤務している間に職務上の開発を行った職務発明(特許、実用新案、デザインまで含める)を会社(使用者)が所有することとし、会社はその発明によって利益をあげた場合には、従業員の発明者に正当な補償を与える制度を意味する。

この分野で先行している海外企業は、発明した従業員に対して十分な補償を行っている。優秀でクリエイティブな技術を開発できるよう、従業員のモチベーションを上げるとともに、その知的財産権を有効に確保して企業の競争力強化につなげるため、同制度を積極的に取り入れているのだ。

しかし、韓国の場合、2012年、職務発明に当たる法人の特許出願は80.2%と、個人の発明に比べてその割合は突出して高いが、職務発明補償制度の導入率は、ドイツや日本などの先進国に比べると低い43.8%の水準にある。

そのため、韓国特許庁は、企業に職務発明補償制度を積極的に導入させ、開発された優秀な技術を知的財産として確保し、創造経済の実現につなげられる「職務発明補償の優秀企業認定制度」を施行することを決めた。

優秀企業の認証申請対象は、△職務発明制度の補償規定を定めており、△最近2年以内に職務発明補償の実績を持っている、△中堅・中小企業であることがその条件だ。審

議委員会に提出された書類に基づき、補償規定、保証実績及び補償規定の合理的な運営状況などを審議して選定された優秀企業に、韓国特許庁長名義の認定書が発給される。

また、特許登録料が減免され、特許維持コストの負担が軽減できる。また、特許優先審査を通じて迅速に特許を登録されるよう、関連法の見直しを推進する考えだ。

韓国特許庁の関係者は、「今回の認証制度を通じ、企業から職務発明補償制度の重要性を認識してもらい、企業内でも、職務発明をきちんと補償する文化が定着され、優秀な技術開発が積極的に行われ、企業の技術競争力が強化されることを期待している。これからは職務発明補償制度が拡大できるよう、知識財産委員会などの関係部署と協議し、職務発明補償優秀企業へのインセンティブを拡大していく計画だ」と述べた。

2-1-1 韓国特許庁と製薬会社の窓口「特許政策協議会」が発足

韓国特許庁(2013. 3. 27)

韓国特許庁は、製薬業界の知的財産権認識の向上と特許中心の製薬産業の在り方を模索するため、製薬業界では初めて、韓国特許庁と製薬会社、韓国製薬業界が参加する政策協議体「特許政策協議会」を3月27日(水曜日)に発足すると発表した。

最近、韓国の製薬会社は、医薬品許可・特許連携制度の導入や薬価の値下げなどにより、厳しい経営環境に直面している。特に、許可・特許連携制度の導入にともない、コピー薬の市場参入が遅れた韓国の製薬企業は、年平均約440億~920億ウォンの売上減少に、多国籍企業と韓国製薬企業間の特許係争も大きく増加すると予想されているため、韓国の製薬企業の競争力強化に向けた特許権の確保が急がれている状況だ。

しかし、ここ10年間(2003~2012)、製薬分野の国内出願において韓国人の出願が占める割合は39.1%で、国内出願全体で韓国人が占める割合76.6%より低く、国内の登録件数上位10社の国内外の製薬企業の保有特許件数だけを比較しても、韓国製薬企業の登録件数は1,204件で、多国籍製薬企業の登録件数3036件の39.6%にすぎず、2020年世界7大製薬大国入りを実現するためには、韓国製薬企業の知的財産権の認識向上と特許競争力の強化が切実に求められている。

韓国特許庁は、昨年1年間、厳しい状況におかれている韓国製薬会社を支援するため、医薬品の許可・特許連携制度の運営TFチーム(食薬庁運営)に参加し、医薬品特許登録の業務、関連法律の見直し・改正及び医薬品特許関連訴訟の支援などに積極的に取り組み、新薬に関する国内外の特許係争資料を分析・提供することで、韓国の製薬会社が無駄な特許紛争に巻き込まれることなく、特許紛争に適切な対応戦略が確立できるように支援するための案を設けてきた。また、医薬分野の審査実務ガイドの全面的な見直し、特許権存続期間延長制度の見直しの推進など、知財権とR&D連携強化に向けた知財権中心の技術獲得戦略事業の持続的な推進といった韓国製薬企業の特許競争力の強化に向けた取組を行ってきた。

また、昨年11月28日には、製薬業界の懸案を議論して韓国製薬会社の支援案を模索

するため、韓国特許庁長と韓国製薬協会長、37社の製薬企業のCEOと研究所長など66人が参加して懇談会を開き、製薬企業が厳しい環境に置かれているという認識を共有し、その克服策を議論したほか、その対策として韓国特許庁-製薬企業間では初の政策協議体「特許政策協議会」を発足した。

「特許政策協議会」の構成は、ハンミ薬品のイ・クァンスン社長を委員長に、韓国特許庁化学生命工学審査局長及び柳韓洋行、鍾根堂、ハンオルバイオファーマー、ジョア製薬などの主な製薬会社の重役10人で構成し、韓国製薬協議会の特別委員会の形で運営される。また、これとは別途に「実務協議会」では、韓国特許庁薬品科学審査課長とボリョン製薬、ドンア製薬、緑十字、イルドン製薬、JW ジュンウェ製薬などの大手製薬企業の特許チーム長などが参加する特許実務委員会で構成される。

「特許施策協議会」は、特許観点での製薬分野の懸案を議論し、国内製薬企業の特許競争力の強化及び特許紛争の対応に実質的に役立つ、韓国特許庁の支援政策の在り方を提示する役割を果たす。「実務協議会」は、提示された政策方向について実務者で議論し、具体的な方策を導き出す役割を担う。韓国特許庁と製薬業界及び製薬企業間の協力強化に向けた情報共有案も議論される予定だ。

韓国特許庁化学生命工学審査局長のホン・ジョンピョ局長は、「今回発足する特許政策協議会は、製薬業界の懸案を特許庁と製薬企業が共に議論し、特許庁の支援案を導き出す特許庁・製薬企業間では初めての製薬協議会であるだけに、韓国製薬企業が特許を中心とした競争力強化に実質的かつ具体的に支援できると期待している。また、韓国特許庁は、許可・特許連携制度にともなう特許係争の対応支援策も具体的に設ける計画であり、製薬企業の知財-R&D戦略の確立も積極的に支援する考えだ」と述べた。

韓国特許庁と製薬企業が「特許政策協議会」という名前で、初めて窓口を設けただけに、きめ細かな相互協力と真剣な議論を通じて、厳しい環境にある韓国の製薬企業を支援できる政策方向を確立し、2020年世界7大製薬大国入りするうえで一つの礎になることを期待する。

(以下、「特許政策協議会」のメンバー、支援施策などは、ジェトロソウル事務所知財チームHPの2013.3.27日付け記事をご参照ください。)

2-12 産業財産権の情報 DB 流通で利用が簡単になる

デジタルタイムズ(2013.3.27)

27日、産業財産権の情報などの関連データベースの流通と利用を促すため、韓国データベース振興院と韓国特許情報院の間で了解覚書(MOU)を締結した。

産業財産権とは、産業や経済活動に関係のある精神的な創作物や、創作された方法を認める無体財産権を意味し、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、意匠権などの権利が含まれている。

今回の協約を通じて両機関は、業財産権の情報などの関連DBの指定・流通に協力する

ため、流通チャンネルの「DB ストア」と「特許情報ウェブサービス (KIPRISPlus)」を利用する産計画だ。

また、産業財産権の情報はじめ、DB を商品として流通できるという社会的コンセンサスを形成するほか、応用プログラムインターフェース (API) を利用した DB 間のマッシュアップにも取り組むという。

加えて、産業財産権の情報 DB 流通に向けたマーケティングとプロモーション、関連 DB の共同展示から PR、イベントの支援なども行う計画だ。

<カン・ドンシク記者>

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスンの技術特許係争 今度は LG と？

電子新聞 (2013. 3. 19)

ギャラクシーS4 に適用されたスマートフォン向け「瞳孔認識技術」をめぐる、サムスン電子と LG 電子の間で訴訟が起きそうだ。

LG 電子が 8 年前にこの技術の特許出願したことが明らかになったためだ。ディスプレイ特許係争が一転和解モードに転換された中で両社が再びスマートフォンをめぐる係争をなるかに関心が集まっている。

19 日、LG 電子は、2005 年 12 月、「眼球感知機能が搭載された移動通信端末」に関する特許を出願したことを明らかにした。この機能は、表のカメラが眼球の動きを認識すると、その方向に画面がスクロールされる技術だ。この特許は、最近、韓国特許庁に登録が決定された。

LG 電子は、2009 年 8 月、「携帯端末機及びそのコントロール方法」に関する特許も出願した。この特許は、スマートフォン使用者の視線が画面に向いていない場合は動画の再生を一時停止する技術だ。LG 電子は、この特許に基づいた「スマートビデオ」技術を来月の「Optimus G pro」に搭載する計画だ。

画面を見ている時には画面が消えない「スマートスクリーン」も LG 電子が 2010 年 9 月、米国と韓国に特許を出願した。米国特許庁には昨年末に登録を終えた。

昨年に発売されたサムスン電子の「ギャラクシーS3」には、眼球を認識し、画面を見ている間は画面が消えない「スマートステイ」機能がある。14 日に公開されたギャラクシーS4 にも動画を見ている途中でユーザーが目を離すと再生が止まり、目を向けると再生する「スマートポーズ」が搭載されている。

LG 電子が特許出願した技術と似ている機能だ。特許専門家は、LG 電子が関連の技術特許を先に出願したとしても訴訟を行うことは容易ではないという見方を示した。

サムスン電子が採択した技術が LG 電子の技術と異なる可能性が高いためだ。実際に眼球を認識しなくて顔全体や鼻など、身体の他の部分を認識しても同様の機能が具現できる。

LG 電子の関係者は、「眼球に関する特許は、競合会社より先に出願しただけに、特許侵害を確認する予定だ」と述べた。

サムスン電子は、「スマートポーズやスマートスクロールなどの認識機能は、当社が独自で開発した固有の機能であり、技術の具現方式が異なる」と説明した。

<キム・インスン記者>

3-2 サムスンディスプレイ LG 電子相手の LCD 訴訟を取下げ

電子新聞(2013. 3. 20)

サムスンディスプレイは、自社の LCD コア特許技術を侵害したとして LG 電子と LG ディ스플레이を相手に提起した訴訟のなかで、LG 電子との訴訟は取り消すことを 20 日に明らかにした。

サムスンディスプレイと LG ディ스플레이は、今年の 4 月、重役の人材引き抜きをきっかけに、有機発光ダイオード(OLED)技術の侵害など、数件の特許をめぐって裁判を続けてきた。両社の係争が生産差し止め仮処分申請など、業界全体に飛び火したため、今年初めに知識経済部の仲裁で実務交渉に入った状態だ。両社は現在、特許技術に関する侵害を綿密に判断し、クロスライセンスで利用料を支払う案も検討している。

サムスンディスプレイは、係争の当事者ではないサムスン電子と LG 電子など、セット会社は、大乗的見地に立って除外することで合意したという。LG ディ스플레이の残りの特許訴訟は、両社の実務者同士で協議してその内容を分析し、取消すかどうかを決める方針だ。一部では、LG が保有した特許にサムスンは負担を感じ、先に訴訟を取り消したとの見解もある。

一方、LG 電子は、訴訟取消しは歓迎したが、自社の持っている特許に見合う正当な補償は必ず受け取るべきだとくぎを刺した。

<キム・ミョンヒ記者>

3-3 サムスン電子 エリクソンを米裁判所に反訴

電子新聞(2013. 3. 20)

サムスン電子が米国裁判所にスウェーデンのエリクソンを反訴した。

サムスン電子とエリクソンの特許訴訟が米国国際貿易委員会(ITC)に続き、裁判所にまで拡大する様子だ。

20 日、サムスン電子は、エリクソンが自社の特許 8 件を侵害したとして米国テキサス連邦東部地方裁判所に訴訟を提起したことを明らかにした。

エリクソンは、昨年 11 月に同裁判所にサムスン電子を相手に特許侵害訴訟を提起した。

サムスン電子は、「最近エリクソンは、携帯電話事業から撤退し、該当の特許は使用していない。非常に理不尽で差別的な特許使用料を要求されている」と主張した。

エリクソンは、2006年、サムスン電子が自社の無線周波数増幅技術などの特許を侵害したとして訴訟を提起したが、1年後に関連技術を共有することで合意し訴訟を終わらせた。両社は、最近再契約の交渉を進めていたが、合意に至らず、米国のITCとテキサス裁判所で訴訟を始めた。

米国の知的財産専門企業TechIMのイ・グンホ代表は、「スマートフォン分野でエリクソンはパテント・トロールのような存在だ。訴訟が拡大されれば、サムスン電子のスマートフォン事業に致命的な影響を及ぼす可能性もある」と分析した。

エリクソンのCIP0(知的財産最高責任者)は、これに先立ち、2月にスペインで行われたMWC2013で記者とのインタビューにおいて「サムスン電子とは、訴訟よりは交渉を望んでいる」とコメントした。

<キム・インスン記者>

3-4 駐韓米軍を対象に模倣品販売してきた業者が検挙

韓国特許庁(2013. 3. 28)

海外の有名商標を模倣したカバンや財布などを駐韓米軍などの外国人を対象に流通してきた模倣品販売業者が検挙された。

韓国特許庁商標権特別司法警察隊は、ルイヴィトンやコーチなど、海外の有名商標を模倣したカバンや財布の模倣品を販売してきたキム氏(52歳)などの5人を商標法違反の疑いで検挙したと発表した。

商標権特別司法警察隊は、今月12日、東豆川観光特区を対象に集中取締りを行った結果、店舗内や秘密倉庫に保管していたルイヴィトン、コーチなどの「ニセモノ」のカバン、財布など約2千個(正品価格23億ウォン)を押収した。

今回摘発された模倣品は、米国人に人気のあるコーチブランドが1,012個(50.1%)と最も多く、ルイヴィトン607個(30%)、シャネル70個(4%)、グッチ64個(3%)であった。

取り調べの結果、キム氏などの5人は、3年前から東豆川観光特区内に設けた秘密店舗でルイヴィトンやコーチなどの有名商標を模倣した「ニセモノ」のカバンなどを約1千700個(正品価格17億ウォンに相当)販売してきたことが明らかになった。

取締りから免れるため、店舗内には有名商標を取りつけていない一般製品を展示しながら近くに別途の秘密倉庫を運営し、店舗を訪れた米軍などの外国人に秘密倉庫を紹介するなど、人の目を避けて販売を続け、一般人の出入りは厳しく統制する方法で警察の取締りを回避してきた。

商標権特別司法警察隊のパン・ヒョンギ隊長は、「首都圏にある主な観光特区内に駐韓米軍などの外国人を相手にした模倣品販売場や保管倉庫などがさらにある可能性が高い。持続的な取締りを行い、観光特区が模倣品商品の天国だという汚名を返上し、真の観光特区としてイメージ改善できるように取り組んでいきたい」と述べた。

3-5 米 ITC 再審査でも「サムソンはアップルの特許を侵害」と判定

デジタルタイムズ(2013. 3. 29)

国の国際貿易委員会 (ITC) が再審査でもサムソン電子の機種がアップルの特許を侵害したという予備判定を下したことが分かった。

29 日、ITC と関連業界などによると、ITC のトマス・B・フェンダー行政裁判官は、再審査後に修正された予備判定の結果を ITC の事務局に最近提出したという。ITC は、ウェブサイトの電子文書システムにてこうした内容を告知したが、予備判定の具体的な内容は公開していない。しかし、ペンダー裁判官がサムソン電子の製品がアップルの特許 4 件を侵害したという当初の判断を維持したと伝えられる。

フェンダー裁判官は、昨年 10 月、「ギャラクシーS」と「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーTab」などがアップルの商用特許 3 件とデザイン特許 1 件を侵害したという予備判定を下した。だが、今年 1 月、ITC がサムソン電子の反論を一部受け入れ、再審査を決定し、再審査を経て今回予備判定を下した。

最終判定でも特許侵害が認められ、それを米国大統領が受け入れれば、サムソン電子の一部製品は米国で販売禁止となる。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

その他一般

5-1 SKT 「次世代ビデオコーデック」グローバル特許プール形成を推進

電子新聞(2013. 3. 17)

SKT が未来技術の特許確保に乗り出した。SKT がライセンス代行会社 MPPEG LA (Licence Administrator) とともに「次世代ビデオコーデック」の特許プール形成を推進中にあることが確認された。次世代ビデオコーデックは、スマートフォンとコンテンツ流通の活性化に伴い、急成長しているマルチメディア市場に欠かせない分野だ。

グローバル企業は、次世代ビデオコーデックに関する特許の確保に積極的で、韓国企業も関連特許の確保に向けた研究開発 (R&D) に集中している。SKT のこうした動きは、従来のネットワークに続き、次世代の成長技術分野として特許競争力を拡大するためだと分析されている。SK はこれまで、LTE と WCDMA 特許プールの結成を主導、保有特許を利

用して安定的なロイヤルティ収益を確保してきた。同時に、独自で確保が難しい特許を安価で利用している。

SKT の関係者は、「次世代ビデオコーデックの特許プールを推進することは、従来の特許プールの成果と未来の技術特許確保の必要性など、多角的な背景からスタートした」と事業を紹介した。次世代ビデオコーデック特許に関連し、SKT は、2008 年から韓国の大学と共同研究開発を行い、関連のコア特許を確保して約 130 件の国際特許を出願した。

ヘルスケア・B2B ソリューション、有線・無線 IPTV を「第 3 世代の成長エンジン」として掲げた SKT は、「次世代ビデオコーデック」の特許プールで確保した特許を「有無線 IPTV」事業に適用する予定だ。また、昨年には、次世代ビデオ圧縮技術の HEVC (High Efficiency Video Coding) のコア技術の開発も完了した。この技術は、動画の圧縮効率を高め、HD やウルトラ HD (HD 映像より 4 倍品質が高い) インターネット・モバイルネットワークを通じた伝送速度を 2 倍にまで高められる。

代表的なビデオコーデック特許 MPEG-2 デジタルビデオ圧縮技術のロイヤルティ規模が年間 40 億ドルであることを踏まえると、SKT が開発した HEVC 技術の標準化が終われば、その後 10 年間数千億ウォンの特許ロイヤルティの収益が得られる。

一方、次世代ビデオコーデック以外に SKT は、MS、インテル、アップルなどのグローバル企業と Wi-Fi 特許プールの結成を推進しており、年内に特許プールの結成が一段落すると見込んでいる。

<キム・ウォンベ記者>

5-2 ヒソン金属 日本マイクロメタルとライセンス契約

電子新聞(2013. 3. 19)

ヒソン金属は、日本マイクロメタルと「パラ被覆銅ワイヤ (PCC ワイヤ)」製造技術特許のライセンスを契約したと 19 日に発表した。

従来までは金を素材に使用していた半導体向けボンディングワイヤだが、その代替として開発されたのがパラ被覆銅ワイヤだ。これまで、金素材のボンディングワイヤが市場の大半を占めていたが、2009 年、日本マイクロメタルが銅ボンディングワイヤを商用化した後、市場シェアを 25% にまで伸ばした。

ヒソン金属は、今後の製品生産能力を 2 倍以上増やし、韓国をはじめ台湾、中国、東南アジアなどに供給するという。金ボンディングワイヤに代替できる製品の研究開発に拍車をかけ、銅ボンディングワイヤ以外に、銀や銅の合金ワイヤなどを開発することに成功した。

<ユ・ソンイル記者>

5-3 サムスン 保有特許を中小企業に提供

電子新聞(2013. 3. 20)

サムスングループが創造経済の活性化に積極的に取り組むため、自社の保有している特許を中小企業にレンタルし、新たな技術が生み出されるように支援するという方針を決めた。

サムスは、20日、サムスン経済研究所のチョン・キョン所長がサムスン電子の社屋で行われたサムスン社長団会議にて、創造経済の実現に向けた取り組みとグループ課題を公開した。

チョン所長は、「お蔵入り特許」のレンタルなど、中小企業の競争力強化に向けた具体的な事例を挙げながら、大手・中小企業間の相互成長の必要性を強調した。お蔵入り特許を中小企業にレンタルし、サムスンが直接中小企業に技術を指導する案だ。「創造経済の最も重要な生産要素が技術とアイデアだという認識のもとで、中小企業の成長のためには、技術の敷居を低くすべきだ」と語った。彼は、中小企業がサムスンのお蔵入り特許を利用して新たな技術を創出できる道を切り開くことで結局、創造経済が活性化されるという見方を示した。

お蔵入り特許とは、保有している特許の中でも製品の制作には使われないが、一定の使用料を支払えば、他の企業が借りて使うことはできる。サムスは、利用の条件を緩和する案を考えてきた。これまでも議論は何度かあったが、実行には至らなかった。

サムスン未来戦略室のイ・インヨン社長は、「製品の政策に使われなかったとしても、お蔵入り状態だとしても、新たな技術につながる可能性は十分ある。技術は、認識され、拡大することで融合・複合が起きるものだ。具体的な方法については、各系列社の社長が検討するつもりだ」と述べた。

チョン所長は、新政権が掲げている創造経済を実現するための企業課題として△持続的な統一型人材の育成、△ICT 融合を通じたインフラと産業の高度化、△中小企業の創造性の向上などを挙げた。統合型人材の育成は、創造経済の中核課題で、「サムスンコンバージャンスソフトウェアアカデミー(SCSA)」として一步を踏み出しただけに、持続的に拡大運営すべきだということだ。

また、情報通信 (IT) を教育、安全、エネルギー、交通などと同様のインフラとタグし、他の産業との融合、製造業とサービスを高度化する案も出した。重工業や科学分野にも IT サービスを組んで、海外進出を考えるべきだと付け加えた。

<キム・ミョンヒ記者>

5-4 [統計で見る知財] 米国内における主要国の特許出願順位

電子新聞(2013. 3. 22)

国	2007	2008	2009	2010	2011
日本	1(78,794)	1(82,396)	1(81,982)	1(84,017)	1(85,184)
韓国	3(23,589)	2(25,507)	3(23,950)	3(46,648)	3(27,289)
ドイツ	2(23,608)	3(25,202)	2(25,163)	2(27,702)	2(27,935)

(ジェトロ注：本分はありません。)

<クォン・ドンジュン記者>

5-6 ID 産官学の「お蔵入り特許」利用度を高める

電子新聞(2013.3.27)

企業・大学・政府系研究機関が保有している「お蔵入り特許」を特許プールに参加させ、韓国の中小・中堅企業が利用できるようにするための事業が動き出す。お蔵入り特許の割合が高い韓国の知財環境の改善に一助すると期待されている。

インテレクチュアル・ディスカバリー(ID)は、27日、「知財リユースプログラム」への参加機関を募集し、産官学が使用していない特許をプールとして構築して知財利用を促進するという方針を明らかにした。数十兆ウォンの国の研究開発(R&D)予算の投資により、知財の創出は増加したが、事業化に至らなかった「お蔵入り特許」の割合を低減させるのが本事業の目的だ。

韓国特許庁によると、韓国の公共知財の利用は、米国の産官学技術移転の実績と比べて特許移転率は3分の2、1件当たりの技術料は80分の1の水準に過ぎない。大学や公共機関が持っている特許のうち、お蔵入り特許は70%以上だ。IDは、「お蔵入り特許の中で、有望な知的財産を事業化するための方策として企画されたプログラムだ」説明した。

知財リユースプログラム参加機関は、知財移転によって維持管理コストの負担が解消できる。移転後に発生するコストと事業化費用はIDが負担する。通常実施権で該当特許を利用したライセンス収益が期待できる。IDは、該当知財を中小・中堅企業が優先的に利用できる形のプールを構築して安価な値段で提供する計画だ。

移転した知財関連の後続知財の研究開発(R&D)を進める時には、別途の知財R&Dプログラムに追加R&Dに参加できるチャンス(加算点)も与える。参加対象は、企業・大学・政府系研究機関が保有した所有権移転の海外登録特許で、LTE、次世代テレビ、近距離通信など、IDが選定した25大戦略分野だ。知財リユースプログラムは、3月21日から2月19日まで受付、大賞特許を確定してから4月23日に移転契約を締結する。

<クォン・ドンジュン記者>

区分	韓国	米国	カナダ	EU
移転率(%)	15.9	25.6	34.4	33.5
1件当たりの技術料(百万ウォン/件)	9.7	748.8	96.6	140.5

5-7 世界最多のモバイル特許保有企業はサムスン

電子新聞(2013.3.28)

2012年及び1996年以降、世界で最も多くのモバイル特許を保有している企業は、サ

ムスン電子であることが分かった。

27日、テックランチは、モバイルアナリスト Chetan Sharma の報告書を引用し、サムスン電子が昨年の米国におけるモバイル特許件数では IBM より低い、世界市場では最も多くのモバイル特許を確保していると報じ、急成長している世界無線コミュニケーション市場で有利な位置を占めたと説明した。

2012年登録したモバイル特許を数字で表すと、サムスン電子、IBM、ソニー、MSの順となる。LG電子は6位だ。1996年から2013年現在まで7年間のモバイル特許の合計でも、サムスン電子が1位となった。これまではノキアが首位を占めていたが、サムスン電子、IBM、MSに追い越されて4位に下落した。サムスン電子は、前年比1段階、IBMは4段階も、MSも2段階ランク上げしそれぞれが1~3位の座を占めた。LG電子も4段階上昇して1996年以降から現在までのモバイル特許トップ10位入りを果たした。

通信キャリア間のモバイル特許数値を比較すれば、韓国のSKテレコムも10位入りする。通信キャリアのなかではAT&Tが1位を占め、その後はNTTドコモ、スプリント、Tモバイル、ベライゾンの順だ。SKテレコムは8位で、フランスのオランジュより高い。しかし、Chetan氏は、通信キャリアの特許順位が端末メーカーに比べると非常に低い水準だと指摘した。

Chetan氏の報告書によると、現在特許市場で規模が最も大きいのは欧州と米国で、両地域では、700万件以上のモバイル特許が登録されている。1996年以降は、米国が欧州より多くのモバイル特許を保有しているが、両地域の特許の72%を占める。

また、世界の技術特許では、特にモバイル部分が速いスピードで拡大されているが、その背景にはスマートフォン、タブレットPCなどのモバイル端末が急激に普及し、関連ハードウェア、ソフトウェア、サービスの技術と機能が向上したことが大きな理由として挙げられる。また、激しさを増しているモバイル特許技術訴訟が世界モバイル特許拡大にも表裏両面で貢献している。

Chetan氏は、世界モバイル特許のうち、米国に登録された特許が25%を占めるという見通しを示した。2001年では僅か5%だった。欧州は10%水準になると予想した。

<パク・ヒョンソン記者>

5-8 知識財産研究院 「韓国企業の特許価値は44兆51千億ウォン」

電子新聞(2013.3.28)

韓国企業が保有している特許の経済的な価値が44兆5000億ウォンにのぼることが分かった。

韓国知識財産研究院が資産規模70億ウォン以上の外部監査対象企業を対象に調査を行った「知的資本及び特許の経済的な価値」(2010年ベース)によると、知的資本の経済的な価値は、574億ウォンと、1997年(51兆4000億ウォン)より11倍増加した。

知的資本とは、企業の無形資産のなかで知識・情報・知的財産など、企業利益の源に

なる知的財産を意味する。人的資本と顧客資本、構造的資本に分けられるが、このうち、構造的資本は、企業の組織プロセス、情報システム、特許を含めた知的財産で構成される。

韓国企業が保有している特許の価値は、1997年12兆2000億ウォンから2010年44兆5000億ウォンと265%増加した。

具体的には、特許出願による価値は33兆7000億ウォン、特許権利化、及び質的な水準によって、それぞれ9兆1000億ウォン、1兆7000億ウォンの価値が増加した。これは、1997年に比べてそれぞれ3倍、15倍、17倍増加した数値だ。

今回の研究を主管したイム・ソジン博士は、結果について、「知的財産基盤の創造経済の下で、企業の競争優位を実際に決めるのは、有形資本ではなくて目に見えない知的資本だ。企業は、知的資本と情報システムなど、企業の構造的な面にさらに集中的に投資する必要がある」と語った。

<シン・ソンミ記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム